

平成二十四年四月一日付け広島県報（号外）第二十三号に登載の広島県訓令第九号（附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

総務局人事課長

一	ページ		
二九	行		
第三十四条第二項第五号中		誤	
改め、同条第二項第五号中			第三十四条第一項中「都市局長」を「都市技術審議官」に